

条例の主な規定内容について

1 (仮称) 西東京市個人情報保護法施行条例の主な規定内容

西東京市では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「新個人情報保護法」といいます。）において条例に定めることとされている事項や特例を定めることができる事項について、現行の水準を維持するように規定します。（仮称）西東京市個人情報保護法施行条例で規定する主な内容は、次のとおりです。

(1) 条例において使用する用語

- ア 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- イ アのほか、新個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の用語と同じものを使用します。

(2) 個人情報取扱事務登録簿

新個人情報保護法上、1,000人以上の個人情報を取り扱う事務を実施する場合には、「個人情報ファイル簿」を作成する必要があると規定されています。

市では、本人（市が事業で利用するために保有している個人情報の個人）の数が1,000人未満の個人情報を取り扱う事務を実施する場合にも、個人情報の保有の状況に関する事項として「個人情報を取り扱う事務の名称、組織名称、利用目的、対象者等」を記載した**個人情報取扱事務登録簿**を作成し、市民の方が見られるように市役所（田無庁舎5階情報公開コーナー）に備え付けることとします。

※「個人情報ファイル簿」は新個人情報保護法に規定されるため、この条例には「個人情報取扱事務登録簿」のみを規定します。

(3) 開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限

現在、市が保有している個人情報が記載している文書等について、市民等から自分の情報を開示（訂正又は利用停止）してほしい旨の申請があった場合に、市では開示（訂正又は利用停止）の可否の決定をしています。

この個人情報の開示請求に係る「開示決定」、開示決定後に訂正請求をした場合の「訂正決定」及び個人情報の利用停止請求をした場合の「利用停止決定」は、新個人情報保護法上、申請があつてから30日（延長する場合は、60日）以内で行うこととなりました。

一方で、現行の西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号）の開示決定等が14日（延長する場合は、30日）であるため、現行どおりの日数で開示決定等できるように規定します。

ただし、他の自治体等から事案の移送がされ、西東京市において開示決定等を

する場合は、法定どおりの日数（30日（延長する場合は、60日））とします。

【事案の移送】※新個人情報保護法により新設された制度です。

開示請求に係る保有個人情報がある他の自治体等から提供されたものである場合等に、個人情報の提供元の自治体等にその開示請求事案を移送できる制度です。開示決定等は、個人情報の提供元の自治体等が実施します。

(4) 開示請求に係る費用

開示請求の際に、条例で定めることとされている手数料は、現行どおり、無料とします。

また、市が保有する文書の写しの作成費用（コピー代）や郵送代も、現行どおり、実費として徴収します。

(5) 個人情報保護審議会の設置

個人情報保護制度の適正な運用を図るため、現行どおり、個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。今後、審議会には、（仮称）西東京市個人情報保護法施行条例を改正するとき等に、専門的な知見に基づく意見を聴くこととします。

現行の西東京市個人情報保護条例と同様、審議会の委員の人数は8人以内とし、学識経験を有する者等から任命します。

(6) 現行条例の廃止

新個人情報保護法による個人情報保護制度の全国的な統一が図られるため、現在、市の個人情報保護制度を運用している西東京市個人情報保護条例と西東京市特定個人情報保護条例（平成27年西東京市条例第43号）を廃止する旨を規定します。

(7) その他

(1)から(6)までの内容のほか、現行の水準を維持するために個人情報保護制度の運用状況の公表等についても規定する予定です。

2 (仮称) 西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例の主な規定内容

(仮称) 西東京市個人情報保護・情報公開審査会は、自己情報の開示請求の決定内容（市が保有している個人情報が記載している文書等について、市民等から自分の情報を開示（訂正又は利用停止）してほしい旨の申請があり、市が決定した開示（訂正又は利用停止）の内容）又は市が保有する文書等の開示請求の決定内容に、不服がある旨の請求（以下「審査請求」といいます。）があった場合に、市の決定が妥当か妥当でないか審査する機関です。

(仮称)西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例で規定する主な内容は、次のとおりです。

(1) 審査会の設置

新個人情報保護法と西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号）に基づく開示決定等に不服があり、審査請求があったときは、市の機関からの諮問に応じ、当該審査請求について調査審議する西東京市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」といいます。）を引き続き設置します。

(2) 審査会の委員の人数・任命要件

現行の西東京市個人情報保護条例と同様、委員の人数は5人以内とし、学識経験を有する者を任命します。

(3) 審査会の調査権限等

現行の西東京市個人情報保護条例と同様、審査会の調査権限（市の機関、審査請求人等に資料の提出を求める等）、意見の陳述、提出資料の閲覧等について規定します。